

当公社が分譲いたしました土地、建物には、一定の期間（5年又は10年）買戻特約登記が付されていることがあります。

買戻しの期間を経過するとその買戻権の効力は消滅しますが、法務局に申請しなければ買戻特約登記は抹消されません。

買戻特約抹消登記の抹消を希望される方は、下記の必要書類を書留又は簡易書留で送付してください。

## 1 必要書類

申請できる方は、土地と建物の所有者（登記名義人）又はその委任を受けた代理人です。次の書類を持参又は郵送してください。

- (1) 買戻特約登記抹消願 ※必要箇所に記入・捺印をして送付してください。  
※共有名義の場合は、共有者全員の住所・氏名の記入と捺印が必要となります。
- (2) 委任状 ※ご本人（物件名義人）が手続きされる場合は不要です。
- (3) 土地、建物の全部事項証明書 ※申請日から3ヶ月以内に発行されたもの、  
コピー、インターネットで取得したものでも可。  
※所有者が住所を変更されている場合は、住所変更後の登記簿謄本が必要となります。

## 2 費用

- (1) 登録免許税 土地・建物それぞれ1筆につき1,000円  
※2筆以上の場合は筆数分の費用が必要（例）土地3筆、建物1筆＝4,000円
- (2) 手数料 3,000円

## 3 登記抹消手続き

- (1) 上記の必要書類等を受理後、当公社から納付書を郵送させていただきます。
- (2) 費用のお振込みが確認できましたら、当公社が嘱託登記で登記抹消手続きを行います。申請から登記抹消完了まで2週間程度かかります。（状況によっては、それ以上かかる場合がございます。）

## 4 抹消登記完了の通知・書類の返却

抹消登録完了後、申請者（代理人）に電話で完了連絡をさせていただきます。

後日、完了証を郵送でお届けいたします。

お急ぎの場合は完了証をFAXで送付させていただきます。

（連絡先電話番号の下にFAX番号の記載をお願いします）

### 【お問合せ、提出先】

〒602-0872 京都市上京区中町通丸太町下る駒乃町 561 番地の 10

京都市住宅供給公社 とくゆうちん・事業課 買戻特約抹消担当

TEL 075-366-2121 FAX 075-223-2129